

一般健康診断におけるメンタルヘルス不調者の把握等

○健康診断の「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」について

労働安全衛生規則第43条の雇入時の健康診断の「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」については、昭和47年9月18日付け基発第601号の1において、「当該労働者が就業を予定される業務に応じて必要とする身体特性を把握するための感覚器、呼吸器、消化器、神経系、皮膚及び運動機能の検査が含まれ、その検査項目の選定は当該労働者の性、年齢、既往歴、問視診等を通じての所見などもあわせて医師の判断にゆだねられるものである。」としている。

労働安全衛生規則第44条の定期健康診断の「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」については、昭和47年9月18日付け基発第601号の1において、「「自覚症状」に関するものについては、最近において受診者本人が自覚する事項を中心に聴取することとし、この際、本人の業務に関連が強いと医学的に想定されているものをあわせて行うものとする。「他覚症状」に関するものについては、受診者本人の訴え及び問視診に基づき異常の疑いのある事項を中心として医師の判断により検査項目を選定して行うこと。なお、この際、本人の業務に関連が強いと判断した事項をあわせて行うものとする。」としている。

○一般健康診断における問診について

厚生労働省労働衛生課編「一般健康診断ハンドブック」においては、「雇入時健康診断及び定期健康診断に際して、問診によって調査すべきこととして、既往歴の調査、業務歴の調査、自覚症状に関する調査があげられる。また、問診に生活状況に関する調査、家族歴に関する調査が含まれると労働者の健康状態を把握するのに役立つ。最近の健康診断においては心身両面にわたる健康状態のチェックが重視されるが、労働者の心理的・社会的ストレスに関しては、問診が最も有力な手段となる。視診は問診と関係が深い。問診で言葉を交わしながら、そのときどきの変化を含めて、その人の全体像を得るようにする。精神的負担の大きくなった今日では、サイコマティックな視点も大切である。疲労など全体的印象をつかむようにもしたい。」などとしている。